

令和元年第6回市民福祉委員会会議録

令和元年 12 月 20 日

第2委員会室

開 会：午後1時20分

委 員 長 柘植 孝彦

副委員長 西尾 努

2 番委員 近藤 純二、3 番委員 安藤 直実、4 番委員 後藤 康司、5 番委員 堀 誠

委員長 ; ただ今から、令和元年第6回市民福祉委員会を開会いたします。本日の会議は、先ほどの本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は別紙の次第書の順序で行いますので、よろしくお願いします。それでは、はじめに市長からご挨拶をお願いいたします。

市長 ; 皆さんこんにちは。本日午後からということで、午前中の一般質問、その後の追加議案の提出に続いての委員会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私からは3点ほどご報告を申しあげようと思っています。月曜日に、東京で明智光秀のA I ということで、L I N E 上のアプリの発表がありました。京都、それから滋賀、福井、岐阜と14の市町が合同で発表しました。昨日は副市長、岐阜で光秀の関係のイベントがあったということで、土産も沢山出来てきたということでございます。ぜひ、皆さま方をお願いしたいのは、来年1月11日、恵那も大河ドラマ館のオープニングでございます。ぜひこの場にお越しいただきまして、大いに光秀、そして大河ドラマを盛り上げていただきたいな、ということを考えております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、本日5つの議案でございます。最後まで、活発にご意見賜りますようお願いを申し上げます。

委員長 ; ありがとうございます。続きまして副議長さんご挨拶をお願いいたします。

副議長 ; 皆さん、こんにちは。午前中の本会議ご苦労さんでございました。きょうは、職員が組合活動を制約されている中での、給与改訂ということで、人事院勧告がされておりますので、それに伴う補正予算5件でございます。慎重に審議して、適切な判断をしていただくことをお願いして、あいさつとします。よろしくお願いします。

委員長 ; ありがとうございます。それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採

決という順序で進めてまいります。なお、発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、口元にあることを確認してから、マイクに向かって発言するようお願いをいたします。

委員長 ; はじめに、「議第 1 2 5 号 令和元年度恵那市一般会計補正予算（第 6 号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。本件に対する質疑はありませんか。はい。3 番委員。

3 番委員 ; はい、先ほど条例のところが、職員さんの手当の関係なので、少しそっちをセットとして、個々の会計ではなく、全体のことについてですけど、質問させてもらいたいですけど、今回、住居手当ということで、補正の中にこれが入っとるわけです。住居手当というのは、今まで無かったと思いますが、今回これで入った理由を少し全協の時には言われたかも知れませんが、えっ。

（マイクオフ：他に発言する者あり）

いいですか、お聞きしたいと思います。

委員長 ; はい、総務課長。

総務課長 ; はい。よろしくお願いします。住居手当改訂に至った経緯などということでございますけれども、人事院勧告によりますと、公務員宿舍の使用料が上昇傾向にあるということのを考慮し、手当の支給対象としている家賃の下限を 4,000 円引き上げるということで、月額 1 万 6,000 千円を超える家賃を支払っている職員に対してのみ、住居手当を支給するということになっております。それから、更に民間における、住居手当の支給状況を踏まえまして、住居手当支給額の上限を 2 万 7,000 円から 2 万 8,000 円、1,000 円分引き上げるということになっております。以上です。

委員長 ; はい、3 番委員。

3 番委員 ; すみません、まず、全体のこの対象となる人数をお願いします。

委員長 ; はい、総務課長。

総務課長 ; はい。恵那市の職員に照らし合わせますと、対象となる職員は 75 人でございます。

委員長 ; よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。「議第 1 2 5 号 令和元年度恵那市一般会計補正予算（第 6 号）（歳入歳出所管部分）」は原案のとおり可決すべき

ものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第125号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第126号 令和元年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。本件に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。「議第126号 令和元年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第126号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第127号 令和元年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。本件に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。「議第127号 令和元年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第127号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第131号 令和元年度恵那市病院事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。本件に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。「議第 1 3 1 号 令和元年度恵那市病院事業会計補正予算(第 3 号)」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 3 1 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 3 2 号 令和元年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算(第 2 号)」を議題といたします。本件に対する質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。「議第 1 3 2 号 令和元年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算(第 2 号)」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 3 2 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了いたしました。最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。それではこれもちまして、令和元年第 6 回市民福祉委員会を閉会いたします。ご苦労様でございました。

午後 1 時 30 分閉会

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 市民福祉委員長 柘 植 孝 彦